

# 札幌市 都市計画道路の見直し方針（案）

## 【概要版】

みなさまのご意見を  
募集します

札幌市の都市計画道路は、昭和11年に最初の都市計画決定が行われ、その後適宜、拡充を図ってきました。この都市計画道路をこれまで着実に整備を行ってきましたが、依然として未着手となっている路線、区間も存在しています。

近年、社会状況も大きく変化し、まちづくりの考え方も変化してきましたが、都市計画道路は、骨格が形成された昭和48年以降、全市的な見直しは行われていない状況にあります。

そこで、現在未着手となっている都市計画道路について、全市的な観点で再検証し、見直しを行うための考え方を「見直し方針」として策定します。

このたび、この（案）を取りまとめましたので、皆様からのご意見を募集します。

平成19年11月

札幌市 市民まちづくり局 総合交通計画部

## 都市計画道路とは。．．．

都市生活者の利便性の向上を図るとともに良好な都市環境を確保するために必要不可欠な施設として、都市計画法に基づきその位置及び区域について定められた道路であり、将来、予測される交通量に基づき、必要となる車線数や配置間隔、土地利用計画などを考慮し、道路網として決定しています。

### 都市計画道路の機能

#### 交通機能

円滑な移動の確保

#### 空間機能

環境や防災等の面での良好な空間を形成  
電気や上下水道などの収容空間

#### 市街地形成機能

都市構造を形成  
宅地を区画する街区を形成

## 都市計画道路が決定されると。．．．

都市計画道路は、将来の整備を円滑に進める必要があることから、都市計画決定されるとその区域内に建築物を建築する場合は、許可を受けることが必要となり、地下を有するものや鉄筋コンクリート造りは建てられないなど、一定の建築制限が課せられます。

#### 【建築の許可】：都市計画法53条

都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

#### 【許可の基準】：都市計画法54条

- 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。
- イ 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。
  - ロ 主要構造部（建築基準法第二条第五号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

## 札幌市の都市計画道路網の現状は。．．．

札幌市では、昭和11年に旧都市計画法に基づく最初の都市計画の決定が行われ、それ以降、人口や交通量の増加、市街地の拡大に対応した道路網の拡充を行ってきました。

これまでの整備により、全都市計画道路の約90%の整備が完了していますが、依然として事業に着手できていない未着手の都市計画道路もみられます。

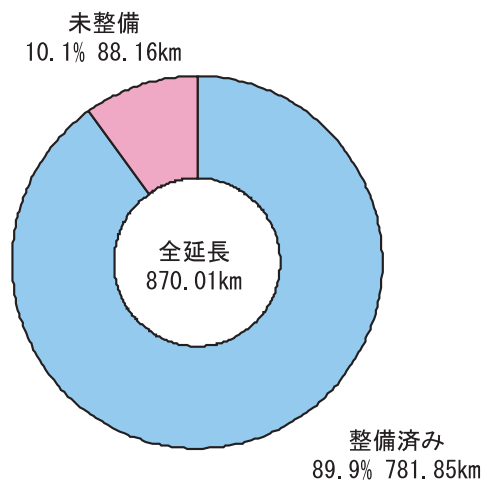
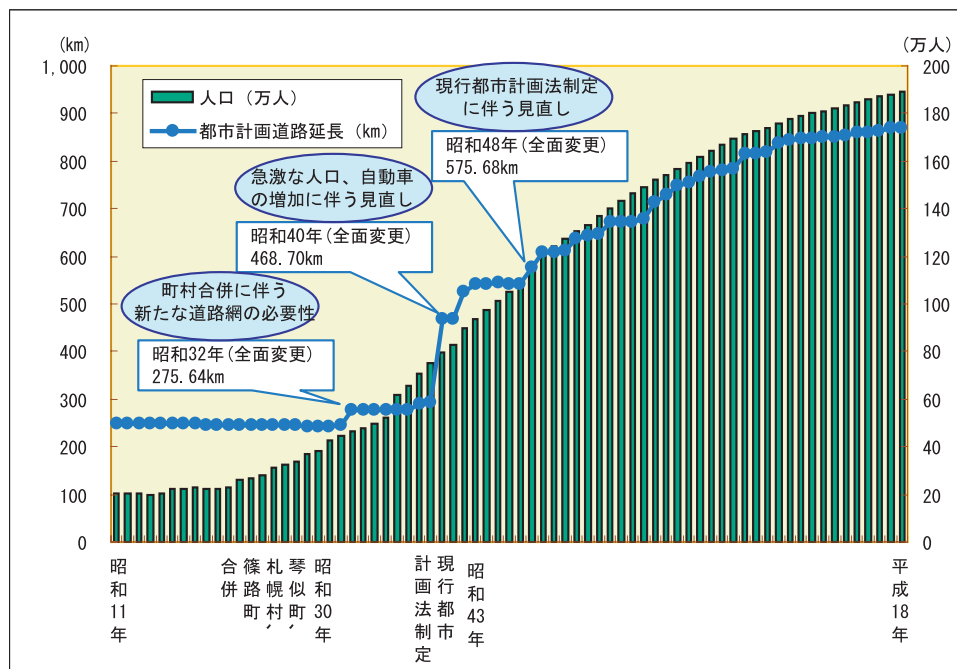


図 都市計画道路の整備率  
（平成19年3月31日現在）

図 都市計画決定延長の推移と人口動向

# なぜ都市計画道路を見直すの????

## 長期未着手路線における課題

都市計画道路には、都市計画決定してから20年以上経過しても事業に着手していない、長期未着手路線が存在し、建築制限の長期化が課題となっています。

## 社会状況の変化

札幌市においても2015年をピークに人口の減少期を迎えることが予想され、また、公共事業費の減少傾向が続くなど、社会・経済状況に変化が見られます。

## 都市づくりの方針転換

都市づくりの方針を定める都市計画マスタープランにおいて、今後は市街地の拡大を抑制し、既存施設を有効に活用しながら、質の向上を図っていくというコンパクトシティへの転換が示されています。

長期未着手路線における課題、社会状況の変化や関連計画等を見直しを受けて、最新の交通実態や市民ニーズを的確に反映した新たな都市計画道路網の構築が必要であり、そのためにも都市計画道路の見直しが必要であると考えました。

# 見直した結果どうなるの????

見直しの方法としては以下のパターンを考えます。

### 廃止

都市計画の位置づけを廃止します。  
(都市計画道路の計画が廃止されるだけで、当該区域に道路が存在する場合、その道路は現状のまま残ります。)

### 振替

現在の都市計画を廃止し、機能を代替できる現道を新たに都市計画決定します。

### 現道幅員等 への変更

幅員や線形を現道に合わせた形に、都市計画変更します。  
(都市計画の位置づけは残りますが、整備済みとなり拡幅整備は行いません。)

# どのような都市計画道路を見直すの????

既に整備された路線や現在事業を進めている路線の見直しは行いません。現在、未着手となっている都市計画道路のうち、以下の要件を満たす路線は見直しの対象から除外し、それ以外の路線について見直しを行います。

## 見直し検討対象から除外する道路

### ① 主要幹線道路等

都市計画マスタープランの中で整備を推進している路線や、札幌市を通過する交通や市外と行き来する交通など、広域的な交通を担う路線は見直し対象から除外します。

1. 主要幹線道路  
(2連携1環状1バイパス11放射道路)
2. 国道
3. 周辺市と連絡する道路

### ② 事業化を検討中の区間

現在は未着手となっているものの、事業化に向けて検討を進めている路線は、見直し対象から除外します。

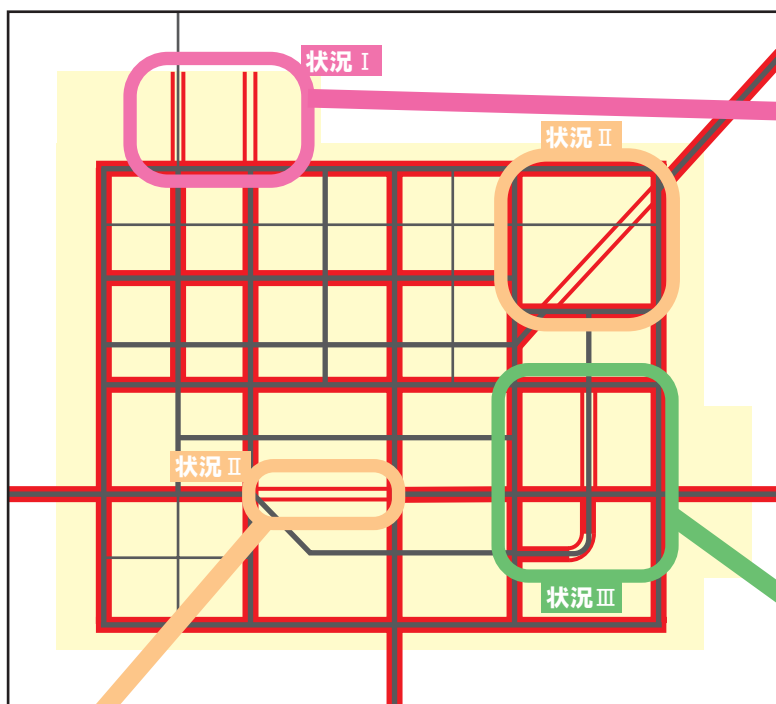
1. 都市計画決定後20年未満
2. 路線の一部が事業中で当該区間についても事業の実施を検討中の箇所

# どのように見直すの????

札幌市の未着手の都市計画道路は、都市計画を決めた際の経緯と、未着手となっている状況から以下のように3つに分類できます。

この分類ごとに指標・基準を設定し、見直しを行います。

## 都市計画道路網の状況



【凡例】  
— 現道  
— 都市計画道路  
  市街化区域

### 未着手の都市計画道路の状況

#### 未着手の状況Ⅰ

将来の市街化区域の拡大に備え計画決定されており、市街化区域界に位置し、終点付近が未着手となっている区間

#### 未着手の状況Ⅱ

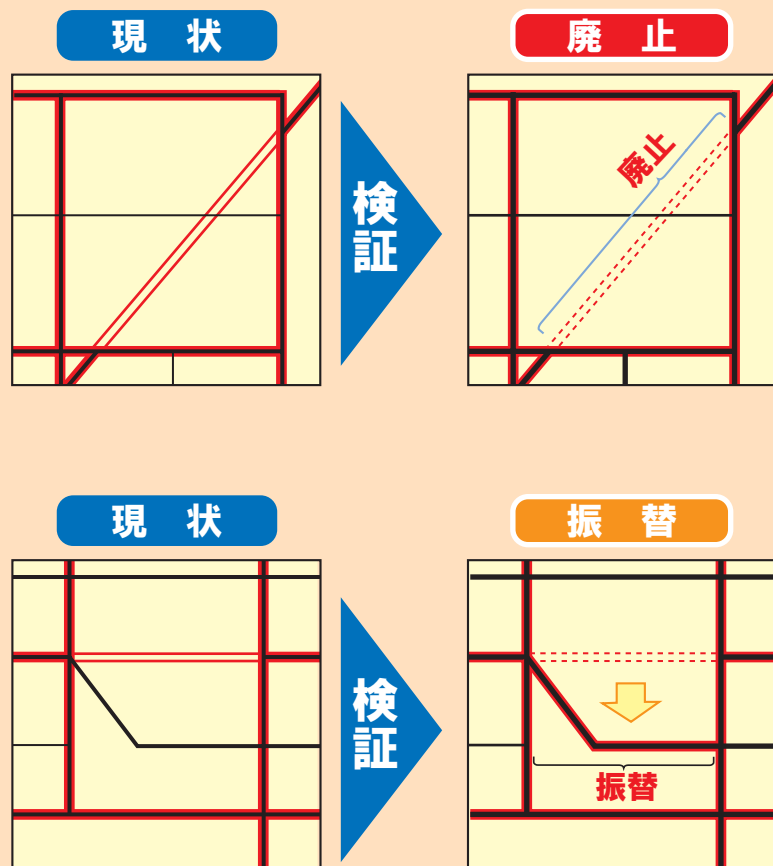
現道が存在しない、あるいは現道では都市計画上必要な車線数が確保されていない区間

#### 未着手の状況Ⅲ

現道が存在し、都市計画上必要な車線数が確保されているものの、道路の幅や線形が都市計画と異なっている区間

※市街化区域：既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

## 未着手の状況Ⅱ



#### 【見直しの指標】

○当該区間を廃止した場合でも将来交通需要に対応できる。

#### 【基準】

○現在、整備済みの都市計画道路だけでも、周辺に混雑箇所が発生しない。

#### 【個別路線を検討するための視点】

○現状において、特定の路線に交通需要が偏っていないか、また、隣接する都市計画道路間で混雑していないか確認します。

#### 【見直しの指標】

①当該区間を廃止した場合には将来交通需要に対応できない。  
 ②周辺に機能を代替できる道路が存在する。

#### 【基準】

①現在、整備済みの都市計画道路だけでは、周辺に混雑箇所が発生する。  
 ②当該区間と同一の役割を有する現道が存在する。

#### 【個別路線を検討するための視点】

○新たに都市計画を決定した場合の費用対効果や交通導線に加え、沿道地域の価値を支える資産・資源に与える影響を検討します。

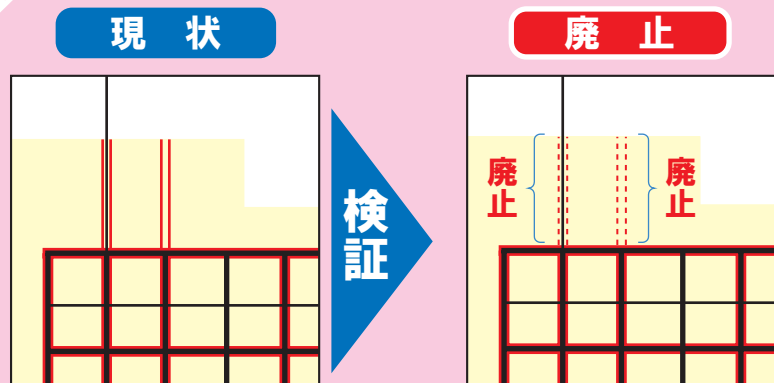
## 見直しの指標・基準

道路の最も基本的な機能である交通機能を道路網（ネットワーク）として評価するための指標を設定し、全市一律の基準で検証を行うこととします。

## 個別路線を検討するための視点

都市計画道路が位置する沿道地域の状況は様々であり、全市一律の基準による検証では地域ニーズを的確に反映することは困難です。そこで、個別路線を詳細に検討するための視点を整理し、地域ニーズを踏まえた見直しを進めていくこととします。

## 未着手の状況Ⅰ



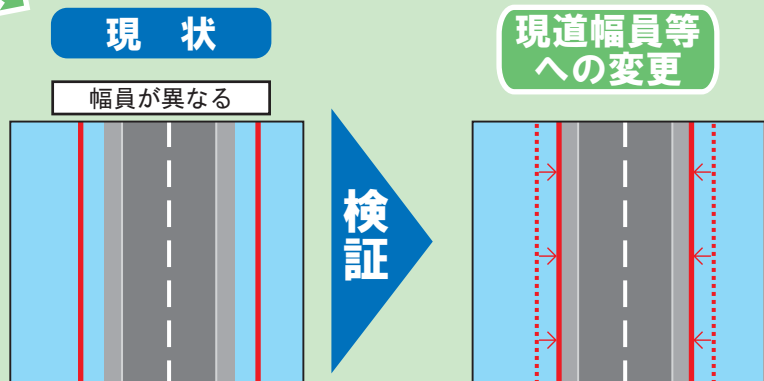
### 【見直しの指標】

○市街化区域界を终点とする都市計画道路の終点部分が未着手の場合

### 【個別路線を検討するための視点】

○市街化区域界が市域界と近接している場合には、広域的な観点からの周辺市町への影響を検討することとします。

## 未着手の状況Ⅲ



※道路構造令：道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造（幅員、線形等）の一般的な技術基準を定めた政令。  
都市計画道路かどうかに関わらず、改良する道路の構造は全て道路構造令に適合したものでなければならない。

### 【見直しの指標】

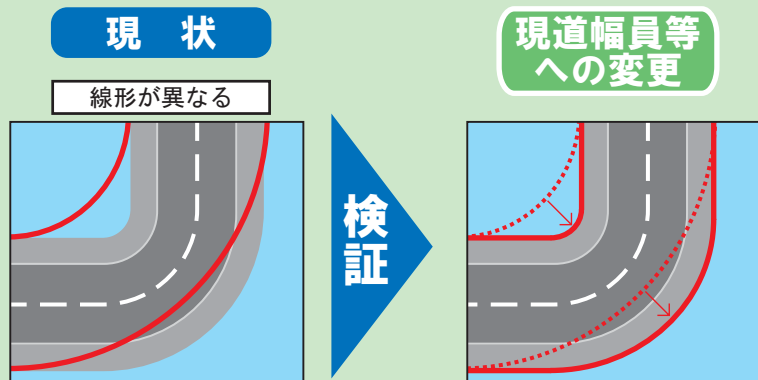
○現道区域において都市計画道路の機能が概ね確保される。

### 【基準】

○現道幅員が道路構造令に基づく最小幅員（12m～21m：未着手となっている都市計画道路の規格によって異なります。）に比べ幅広となっている。

### 【個別路線を検討するための視点】

○個別路線の状況に応じた基準（最小幅員）の弾力的な運用を行い、地域の実情に応じて検討することとします。



【凡例】

### 【見直しの指標】

○現道区域において都市計画道路の機能が概ね確保される。

### 【基準】

○現道幅員が道路構造令に基づく最小幅員（12m～21m：未着手となっている都市計画道路の規格によって異なります。）に比べ幅広となっている。

### 【個別路線を検討するための視点】

○道路構造令に基づく曲線半径を基本とした上で、当該道路の交通事故発生状況など地形や交通状況に応じた安全性、円滑性の確保について検討することとします。

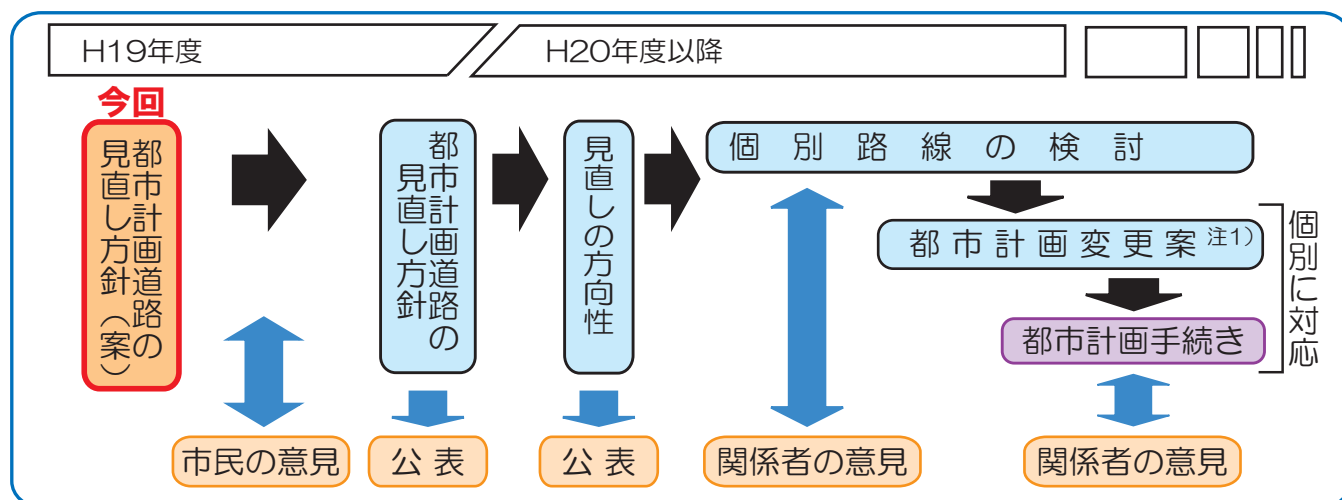
これらの内容について、より詳細に知りたい方は「札幌市 都市計画道路の見直し方針(案)」（本編）をご覧ください。

## ●●● 今後、どのように進めていくの????

これからの見直し作業を進めていくための方針（案）をとりまとめましたので、これについてみなさまのご意見を募集いたします。頂いたご意見を踏まえ「都市計画道路の見直し方針」を策定します。

今後、見直し検討対象区間ごとに「廃止候補」「振替候補」「現道幅員等への変更候補」を示した「見直しの方向性」を公表し、関係者の方々のご意見を反映して個別路線の検討を行うことを考えています。

検討結果につきましては、適宜、市民のみなさまにご報告いたします。



注1) 都市計画変更案：地域住民の意見を踏まえ、具体的な幅員・線形の変更案、ルートの変更案を図示したもの

## ●●● 意見募集要領

現在、検討を進めている札幌市 都市計画道路の見直し方針（案）についての、ご意見を募集します。今後、みなさまからお寄せいただいたご意見を考慮して更に検討をすすめ、見直し方針を策定する予定です。

また、みなさまからお寄せいただいたご意見などの概要につきましては、それらに対する市の考え方とあわせて、市のホームページなどで公表する予定です。

● **意見募集期間** 平成19年11月28日（水）～12月28日（金）

● **意見の提出方法** ○ **郵送の場合**：次ページにある用紙を切り取り、ご意見を記入のうえ、のり付けしてポストに投函して下さい。（切手不要）

○ **FAXの場合**：011-218-5114

○ **電子メールの場合**：sogokotsu2@city.sapporo.jp

○ **直接お持ちいただく場合**：

市民まちづくり局 総合交通計画部 交通計画課（札幌市役所5階）

受付時間 8時45分～17時15分（祝日を除く月曜から金曜日）

※電話によるご意見の受け付けやご意見に対しての個別回答はいたしかねますのでご了承下さい。

※ご意見の提出に当たっては、お名前・ご住所等を記入願います。

なお、お名前・ご住所等は公開いたしません。札幌市個人情報保護条例の規定に従って、適正に取り扱います。

● **意見の提出先・問い合わせ先**

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所5階 市民まちづくり局 総合交通計画部 交通計画課

TEL：011-211-2275 FAX：011-218-5114

電子メール sogokotsu2@city.sapporo.jp

● **パンフレットの配布場所**

○ 札幌市役所本庁舎（5階 交通計画課、2階 市政刊行物センター）

○ 各区役所総務企画課広聴係 ○ 各区民センター ○ 各まちづくりセンター

● このパンフレットは概要版です。本編資料は、上記の場所で閲覧できる他、下記のアドレスでも閲覧できます。

<http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/index/minaoshi-pc.html>